インフルエンザにかかった場合の保護者の再通園申し出について

インフルエンザは、重症化することもある大変こわい病気です。集団感染拡大を防止する観点から、より慎重な対応が求められます。学校保健安全法に出席停止期間が定められていますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

- (1) ここ数年で効果のあるインフルエンザ治療薬が開発され、熱が比較的早く下がるようになりましたが、解熱してもウイルスは残って、2次感染、3次感染のおそれがあるため、少なくとも 発症日の次の日から5日を経過し、かつ、解熱した次の日から3日を経過するまで出席停止 となります。
 - (注) 学校保健安全法施行規則の改正(平成24年4月1日施行)による
- (2) 必要な日数を経過し、<u>主治医から通園許可</u>がいただけた場合は、「保護者の再通園申出書」の 提出により再通園することができます。
 - (注) 保護者の判断だけでは再通園できませんのでご注意ください。

(4)「申出書」は再通園の当日に幼稚園で書くことも可能です。

- (3) 上記(1) の日数は"最低"の基準です。幼児は抵抗力が弱いため、大人よりもプラスの日数が必要と言われています。咳、痰、くしゃみ、鼻水等の諸症状がある場合は、医師にご相談いただくなど、再通園について慎重にご対応くださるようお願いいたします。

保護者の再通園申出書 (インフルエンザ)

令和 年 月 日

◎インフルエンザは治癒し 月 日より再通園させるにあたり下記のとおり申し出ます。

ク	ラス	•	園 児	. 名						□諸症状がな	いことを確認	
イン	ノフル	エン	ザ発生	定日	令和	年	月	日 ()	□発症した次の日から <u>5日</u>	経過を確認	
解	熱	し	た	日	令和	年	月	日 ()	□解熱した次の日から3日	経過を確認	
医療機関・主治医・TEL												
医師の通園許可					□受診して確認			□電話で確認		□その他の方法()	

おもちゃのまち幼稚園 御中